（特定化学物質障害予防規則の一部改正）

第三条　特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「、19の3」を「、19の4、19の5」に、「、第十九号の三」を「、第十九号の四、第十九号の五」に改め、同項第三号の二を次のように改める。

三の二　特別有機溶剤　第二類物質のうち、令別表第三第二号3の3、11の2、18の2から18の4まで、19の2、19の3、22の2から22の5まで及び33の2に掲げる物をいう。

第二条第一項第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三　特別有機溶剤等　特別有機溶剤並びに別表第一第三号の三、第十一号の二、第十八号の二から第十八号の四まで、第十九号の二、第十九号の三、第二十二号の二から第二十二号の五まで、第三十三号の二及び第三十七号に掲げる物をいう。

第二条第一項第五号中「エチルベンゼン等」を「特別有機溶剤等」に改める。

第二条の二第一号を次のように改める。

一　次に掲げる業務（以下「特別有機溶剤業務」という。）以外の特別有機溶剤等を製造し、又は取り扱う業務

イ　クロロホルム等有機溶剤業務（特別有機溶剤等（令別表第三第二号11の2、18の2から18の4まで、19の3、22の2から22の5まで又は33の2に掲げる物及びこれらを含有する製剤その他の物（以下「クロロホルム等」という。）に限る。）を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等（屋内作業場及び有機溶剤中毒予防規則（昭和四十七年労働省令第三十六号。以下「有機則」という。）第一条第二項各号に掲げる場所をいう。以下この号及び第三十九条第六項第二号において同じ。）において行う次に掲げる業務をいう。）

(1)　クロロホルム等を製造する工程におけるクロロホルム等のろ過、混合、攪拌（かくはん）、加熱又は容器若しくは設備への注入の業務

(2)　染料、医薬品、農薬、化学繊維、合成樹脂、有機顔料、油脂、香料、甘味料、火薬、写真薬品、ゴム若しくは可塑剤又はこれらのものの中間体を製造する工程におけるクロロホルム等のろ過、混合、攪拌（かくはん）又は加熱の業務

(3)　クロロホルム等を用いて行う印刷の業務

(4)　クロロホルム等を用いて行う文字の書込み又は描画の業務

(5)　クロロホルム等を用いて行うつや出し、防水その他物の面の加工の業務

(6)　接着のためにするクロロホルム等の塗布の業務

(7)　接着のためにクロロホルム等を塗布された物の接着の業務

(8)　クロロホルム等を用いて行う洗浄（(12)に掲げる業務に該当する洗浄の業務を除く。）又は払拭の業務

(9)　クロロホルム等を用いて行う塗装の業務（(12)に掲げる業務に該当する塗装の業務を除く。）

(10)　クロロホルム等が付着している物の乾燥の業務

(11)　クロロホルム等を用いて行う試験又は研究の業務

(12)　クロロホルム等を入れたことのあるタンク（令別表第三第二号11の2、18の2から18の4まで、19の3、22の2から22の5まで又は33の2に掲げる物の蒸気の発散するおそれがないものを除く。）の内部における業務

ロ　エチルベンゼン塗装業務（特別有機溶剤等（令別表第三第二号3の3に掲げる物及びこれを含有する製剤その他の物に限る。）を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等において行う塗装の業務をいう。以下同じ。）

ハ　一・二―ジクロロプロパン洗浄・払拭業務（特別有機溶剤等（令別表第三第二号19の2に掲げる物及びこれを含有する製剤その他の物に限る。）を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等において行う洗浄又は払拭の業務をいう。以下同じ。）

第二条の二に次の一号を加える。

五　令別表第三第二号19の4に掲げる物又は別表第一第十九号の四に掲げる物を製造し、又は取り扱う業務のうち、これらを成形し、加工し、又は包装する業務以外の業務

第十二条の二中「特定化学物質（」の下に「クロロホルム等及びクロロホルム等以外のものであつて」を加え、「、第四十二条第一項」を削る。

第二十四条第一号中「第二類物質（」の下に「クロロホルム等及びクロロホルム等以外のものであつて」を加える。

第二十五条第五項中「エチルベンゼン等」を「特別有機溶剤等」に改め、同項第二号中「令別表第三第二号3の3又は19の2に掲げる物及び」を「特別有機溶剤又は」に改める。

第二十七条第一項及び第二十八条第四号中「エチルベンゼン塗装業務又は一・二―ジクロロプロパン洗浄・払拭業務」を「特別有機溶剤業務」に改める。

第二十九条中「エチルベンゼン等」を「特別有機溶剤等」に改める。

第三十六条第三項中「8」の下に「、11の2」を加え、「、19から19の3まで」を「、18の2から19の5まで、22の2から22の5まで」に、「若しくは32」を「、32若しくは33の2」に改める。

第三十六条の二第一項中「11」を「11の2」に改め、同条第三項中「6まで」の下に「、11の2」を加え、「、19から19の3まで」を「、18の2から19の5まで、22の2から22の5まで」に、「若しくは31の2」を「、31の2若しくは33の2」に改める。

第三十六条の五中「令別表第三第二号3の3又は19の2に掲げる物及び」を「特別有機溶剤又は」に改め、「含有量」の下に「（これらの物を二以上含む場合にあつては、それらの含有量の合計。）」を、「以下のもの」の下に「及び有機則第一条第一項第二号に規定する有機溶剤含有物」を加える。

第三十八条の三中「11、12」を「11から12まで」に、「、19から19の3まで」を「、18の2から19の5まで」に改め、「21」の下に「、22の2から22の5まで」を加え、「若しくは32」を「、32若しくは33の2」に、「第十一号、第十二号」を「第十一号から第十二号まで」に、「第十九号から第十九号の三まで」を「第十八号の二から第十九号の五まで」に改め、「第二十一号」の下に「、第二十二号の二から第二十二号の五まで」を加え、「若しくは第三十二号」を「、第三十二号若しくは第三十三号の二」に改める。

第三十八条の八を次のように改める。

（特別有機溶剤等に係る措置）

第三十八条の八　事業者が特別有機溶剤業務に労働者を従事させる場合には、有機則第一章から第三章まで、第四章（第十九条及び第十九条の二を除く。）及び第七章の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる有機則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。